

北陸信越運輸局報

第376号

平成25年7月1日(月曜日)
(毎月3回1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
<http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

公 示	△平成25年度第1回動力車操縦者試験の施行について・・・・・・・・・・1ページ～3ページ
許認可等	△自動車分解整備事業の認証等・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
行政処分	△指定自動車整備事業者に対する行政処分・・・・・・・・・・4ページ

○ 公 示

公示第19号

平成25年度第1回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和31年運輸省令第43号、以下「省令」という。)第10条第2項の規定により、平成25年度第1回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

平成25年 6月26日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

記

1. 試験を行う運転免許の種類

甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許、乙種電気車運転免許

2. 試験施行の期日

(1) 身体検査

省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。

なお、筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。

(2) 筆記試験

平成25年9月5日(木) 9時15分から

(3) 適性検査

平成25年9月5日(木) 13時15分から

(4) 技能試験

技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対し、所属する事業者を通じて、期日を通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

北陸信越運輸局 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階第1会議室

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、身体検査、適性検査及び筆記試験を合格した者に対し、所属事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品その他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡を必要とする者は矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許申請書受付期間

平成25年6月26日(水)から平成25年8月6日(火)まで

※受付時間(土日祝日を除く) 8:30~17:15

6. 運転免許申請書に添付すべき書類

(1) 提出書類

ア. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類)1通

イ. 申請前6ヶ月以内に撮影した申請者の写真2枚

(注) 写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.5cm、横2.5cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

ウ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

エ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2の規定による別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類提出先

北陸信越運輸局鉄道部安全指導課

〒950-8537

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館(6階)

7. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格点は、クレペリン検査についてはa、a'、a' ~ a'f、a'f、a'f ~ Fa、b、b'、b'fとし、反応速度検査については正答数の評点3以上、誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、各事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

8. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者(その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可)は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類に必要の鉄道施設又は軌道施設及び車両(鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。)並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、運輸局長は技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記(1)の車両等を準備した事業者が行うこと。

9. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、又は電子情報処理組織を使用して納付すること。

収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

10. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して、連絡することにより行う。

11. その他

試験に関する問い合わせ先

北陸信越運輸局鉄道部安全指導課

電話 025-285-9153

受付時間（土日祝日を除く） 8:30～17:15

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	石認証第329号
認証年月日	平成25年6月24日
事業者名	株式会社小山商会
事業場名	CAMEL
事業場所在地	石川県金沢市問屋町二丁目72番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

■優良自動車整備事業者の認定（自動車技術安全部）

認定番号	北信認車1第1019号
認定年月日	平成25年6月20日
事業者名	有限会社 平野車体
事業場名	有限会社 平野車体
事業場所在地	新潟県胎内市村松浜字高綱下1880番地3
認定の種類	特殊整備工場〔車体整備作業（一種）〕

○ 行政処分

■ 指定自動車整備事業者に対する行政処分（平成25年6月分）

（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成25年6月 20日	有限会社ござかエムシ 一商会	有限会社ござかMC商 会	指定自動車整備事業 の取消、自動車分解整 備事業の停止10日 間、自動車検査員の解 任1名	点検整備及び検査を全て 実施せずに保安基準適合 証等を交付した。
	石川県白山市鶴来本町 4丁目チ74番地1	石川県白山市鶴来本町 4丁目チ74番地1	道路運送車両法第9 4条の5第1項	